

＜作成例＞

新旧条文対照表

旧	新
<p>第4条 この法人の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。</p> <p>××医院 静岡県浜松市▲▲一丁目 23番45号</p> <p>※3 ↓</p> <p>第17条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1名 (2) 理事（理事長を含む。）<u> 〇名</u> (3) 監事 1名</p>	<p>第4条 この法人の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。</p> <p>(1) ××医院 静岡県浜松市▲▲一丁目 23番45号</p> <p>(2) □□クリニック 静岡県浜松市▲▲ <u>〇丁目〇〇番〇〇号</u></p> <p>第17条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1名 (2) 理事（理事長を含む。）<u> 〇名以上</u> <u> 〇名以内</u> (3) 監事 1名</p>

この変更は、平成 年 月 日から施行する。

※5

〔作成上の注意事項〕

- ※1 変更理由書、臨時社員総会議事録との整合性に注意してください。
- ※2 現行定款と照合し、一字一句誤りがないか確認をお願いします。
- ※3 新規開設診療所の管理者（就任予定者）が理事でない場合、医療法第47条の規定により新たに理事に就任してもらう必要があります。理事を増員する必要がある場合には、理事定数も併せて変更してください。
- ※4 変更、追加部分には、アンダーラインを引いてください。
- ※5 施行日は認可日以降の日付になるので、申請の段階では空欄です。

＜作成例＞

新旧条文対照表

旧	新
医療法人社団 ○○会 定款	医療法人社団 ○○会 定款
<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 <u>この法人は、医療法人社団 ○○会という。</u></p> <p>第2条 <u>この法人は、事務所を静岡県浜松市○区○○町○番地の○に置く。</u></p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 <u>この法人は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療と、予防医学を平行して行い、医療普及することを目的とする。</u></p> <p>第4条 <u>この法人の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> ○○医院 ○区○○町○番地の○</p> <p>2 本社は前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 <u>本社は、医療法人社団 ○○会と称する。</u></p> <p>第2条 <u>本社は、事務所を静岡県浜松市○区○○町○番地の○に置く。</u></p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 <u>本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療と、予防医学を平行して行い、医療を普及することを目的とする。</u></p> <p>第4条 <u>本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> ○○医院 静岡県浜松市○区○○町○番地の○</p> <p>2 本社は前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第5条 <u>本社の資産は次のとおりとする。</u> <u>(1) 設立当時の財産</u> <u>(2) 設立後寄附された金品</u> <u>(3) 事業に伴う収入</u> <u>(4) その他の収入</u></p> <p>2 <u>本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p> <p>第6条 <u>本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</u></p> <p>第7条 <u>資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</u></p> <p>第8条 <u>社員がその出資持分を譲渡若しくは担保に供しようとするときは、事前に社員総会の承認を得なければならない。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

<p>(新設)</p>	<p><u>2 出資持分の譲渡を受ける者は、原則として社員でなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第10条 本社の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。</u></p>
	<p><u>第11条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を浜松市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</u></p>
<p>第3章 社員</p>	<p>第4章 社員</p>
<p>第5条 <u>この法人の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 <u>本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p>
<p>第6条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p>	<p>第14条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p>
<p><u>2 社員であって、社員たる義務を履行せず、この法人の定款に違反し、又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</u></p>	<p><u>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</u></p>
<p>第7条 <u>社員は、やむを得ない理由のあるときは、その旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</u></p>	<p>第15条 <u>社員は、やむを得ない理由のあるときは、社員総会の承認を得て、退社することができる。</u></p>
<p>第8条 <u>社員資格を喪失した者は、その支払済出</u></p>	<p>第16条 <u>社員資格を喪失した者は、その払込済出</u></p>

<p><u>資額に応じて払戻しを請求することができる。</u></p>	<p><u>資額に応じて払戻しを請求することができる。</u></p>
<p><u>第4章 資産及び会計</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第9条 この法人の資産は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(1) 財産目録に記載された財産</u></p>	
<p><u>(2) 寄付金品</u></p>	
<p><u>(3) 資産から生ずる財産</u></p>	
<p><u>(4) 事業に伴う収入</u></p>	
<p><u>(5) その他の収入</u></p>	
<p><u>第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が社員総会の議決を経て別に決める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第11条 資産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第12条 社員がその出資持分を譲渡若しくは担保に供しようとするときは、事前に社員総会の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 出資持分の譲渡を受ける者は、原則として社員でなければならない。</u></p>	
<p><u>第13条 この法人の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第14条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その会計年度開始前に理事会及び社員総会の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会及び社員総会の承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。</u></p>	
<p><u>第15条 この法人の決算については、毎会計年度終了時後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 この法人は、事業報告書等、監事の監査報告書及びこの法人の定款を事業所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を浜松市長に</u></p>	

<p><u>届け出なければならない。</u></p> <p><u>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その用途を決定するものとし、配当してはならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 社員総会</p> <p>第 17 条 理事長は、<u>定時社員総会を、毎年 6 月及び 8 月に開催する。</u></p> <p><u>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 18 条 社員総会の議長は、<u>社員の中から社員総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 19 条 次の事項は、<u>社員総会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款の変更</u></p> <p><u>(2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</u></p> <p><u>(3) 収支予算及び決算の決定又は変更</u></p> <p><u>(4) 重要な資産の処分</u></p> <p><u>(5) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(6) 社員の入社及び除名</u></p> <p><u>(7) 本団体の解散</u></p> <p><u>(8) 他の医療法人との合併に係る契約の締結</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 20 条 社員総会は、<u>総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</u></p> <p><u>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</u></p> <p><u>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 議事録には議長のほか、会議に出席した社員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</u></p>
<p>第 5 章 役 員</p> <p>第 17 条 <u>この法人に次の役員を置く。</u></p> <p><u>(1) 理事長 1 名</u></p> <p><u>(2) 理事 (理事長を含む) 4 名</u></p> <p><u>(3) 監事 1 名</u></p> <p><u>2 理事長及び監事は、社員総会においてこの法人の社員のうちから選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</u></p> <p><u>3 理事長は、理事の互選により定める。</u></p> <p><u>4 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。</u></p> <p>第 18 条 <u>この法人の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、浜松</u></p>	<p>第 6 章 役 員</p> <p>第 26 条 <u>本団に、次の役員を置く。</u></p> <p><u>(1) 理事 3 名以上 5 名以内</u></p> <p><u>うち理事長 1 名</u></p> <p><u>(2) 監事 1 名</u></p> <p>第 27 条 <u>理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 本団が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、浜松市長の認</u></p>

市長の認可を得た場合は、この限りではない。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再任を妨げるものではない。

(新設)

第 19 条 理事長のみがこの法人を代表し、業務を統括する。

(新設)

2 理事は、業務の執行に当たり、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを浜松市長又は社員総会に報告すること。

(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

(新設)

第 20 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補

可を得た場合は、この限りではない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再任を妨げるものではない。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、本団の業務を執行し、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを浜松市長、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第 29 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任

<p><u>欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>役員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u></p> <p><u>第 21 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会の議決を経て、その役員を解任することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 22 条 役員に変更があったときは、速やかに静岡県知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>第 6 章 会 議</u></p> <p><u>第 23 条 この法人の会議は、社員総会及び理事会とし、社員総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。</u></p> <p><u>第 24 条 定時総会は、年 2 回、6 月及び 8 月に開催する。</u></p> <p>2 <u>臨時総会は、次の場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>理事長又は、理事会が必要と認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>社員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事</u></p>	<p><u>を妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>役員は、第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p> <p><u>第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。</u></p> <p><u>第 31 条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u></p> <p><u>第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</u></p> <p><u>(2) 自己又は第三者のためにする本社の取引</u></p> <p><u>(3) 本会社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会社とその理事との利益が相反する取引</u></p> <p>2 <u>前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第 33 条 役員に変更があったときは、速やかに浜松市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>項を示して臨時総会の招集を請求されたとき。</u> <u>(3) 監事が第19条第3項第5号の規定に基づいて召集するとき。</u></p>	
<p><u>第25条 社員総会は、社員をもって構成する。</u> <u>2 理事会は、理事長その他の理事をもって構成する。</u></p>	(削除)
<p><u>第26条 会議は、理事長が召集し、その議長となる。</u> <u>2 理事会は、第24条第2項第2号の場合には、請求があった日から20日以内に臨時総会を、第24条第3項第2号の場合には、請求があった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>第27条 会議は、この定款に別に定めるもののほか、構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p>	(削除)
<p><u>会議は、この定款に別に定める</u> <u>第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>(1) 定款の変更</u> <u>(2) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u> <u>(3) 収支予算及び決算の決定</u> <u>(4) 剰余金又は損失金の処理</u> <u>(5) 借入金額の最高限度の決定</u> <u>(6) 社員の入社及び除名</u> <u>(7) 役員解任</u> <u>(8) この法人の解散</u> <u>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</u> <u>(10) その他重要な事項</u></p>	
<p><u>第29条 社員総会の議事は別段の定めがあるもののほか、出席した社員の議決数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名、役員解任及び法人の解散の決議は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要し、他の医療法人との合併の議決は、総社員の同意を要する。</u> <u>2 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わることができない。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員</u></p>	(削除)

<p><u>に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</u></p>	
<p><u>第 31 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 社員議会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の職員を代理人として表決を委任することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>第 33 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 会議の議決については、議決事項、議決の経過の概要等を明確にするため、議事録を作成しなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>2 議事録は、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。</u></p>	
<p><u>第 35 条 この定款の定めるもののほか、社員総会の議事についての細則は社員総会で定め、理事会についての細則は理事会で定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	第7章 理事会
<p>(新設)</p>	第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
<p>(新設)</p>	第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
<p>(新設)</p>	(1) 本社の業務執行の決定
<p>(新設)</p>	(2) 理事の職務の執行の監督
<p>(新設)</p>	(3) 理事長の選出及び解職
<p>(新設)</p>	(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
<p>(新設)</p>	(5) 多額の借財の決定
<p>(新設)</p>	(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
<p>(新設)</p>	定
<p>(新設)</p>	(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、
<p>(新設)</p>	変更及び廃止の決定

<p>(新設)</p>	<p><u>第 36 条 理事会は、各理事が招集する。</u> <u>2 各理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</u> <u>3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</u> <u>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 38 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u> <u>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 40 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p>
<p><u>第 7 章 定款の変更、解散及び合併</u> <u>第 36 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、浜松市長の認可を得なければ変更することができない。</u></p>	<p><u>第 8 章 定款の変更</u> <u>第 41 条 この定款は、社員総会において議決を経、かつ、浜松市長の認可を得なければ変更することができない。</u></p>
<p>(新設) <u>第 37 条 この法人は、社員総会の議決を経、かつ、浜松市長の認可があったときに解散する。</u></p>	<p><u>第 9 章 解散及び合併</u> <u>第 42 条 本社は、次の事由によって解散する。</u> <u>(1) 目的たる業務の成功の不能</u> <u>(2) 社員総会の決議</u> <u>(3) 社員の欠亡</u> <u>(4) 他の医療法人との合併</u> <u>(5) 破産手続開始の決定</u> <u>(6) 設立認可の取消し</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、浜松市長の認可を受けなければならない</u></p>

2 この法人が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員のうちからこれを選任することができる。

(新設)

(新設)

3 解散のときに存する残余財産は、払込済出資額に応じて分配する。

第 38 条 この法人は、社員総会において社員全員の同意を得、かつ浜松市長の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑 則

第 39 条 この法人の公告は、官報によって行う。

第 40 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会での議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

理事

監 事

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 6 月 30 日までとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず設立認可のあった日から昭和 64 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、

い。

第 43 条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、浜松市長にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第 44 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配する。

第 45 条 本団は、総社員の同意があるときは、浜松市長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 10 章 雑 則

第 46 条 本団の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

第 47 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

1 本団の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

理事

監 事

2 本団の設立当初の役員の任期は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 6 月 30 日までとする。

3 本団の設立当初の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず設立認可のあった日から昭和 64 年 6 月 30 日までとする。

4 本団の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 9 条及び第 19 条第 1 項の規定にか

<p>設立総会の定めるところによる。</p> <p>附 則 この定款変更は、平成 20 年 4 月 7 日より施行する。</p>	<p>かわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>附 則 この定款変更は、平成 20 年 4 月 7 日より施行する。</p>
--	---

附 則
この変更は、平成 年 月 日から施行する。

＜作成例＞

新旧条文対照表

旧	新
医療法人社団 ○○会 定款	医療法人社団 ○○会 定款
<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 <u>この法人は、医療法人社団 ○○会という。</u></p> <p>第2条 <u>この法人は、事務所を静岡県浜松市○区○○町○番地の○に置く。</u></p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 <u>この法人は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療と、予防医学を平行して行い、医療普及することを目的とする。</u></p> <p>第4条 <u>この法人の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> ○○医院 ○区○○町○番地の○</p> <p>2 本社は前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 <u>本社は、医療法人社団 ○○会と称する。</u></p> <p>第2条 <u>本社は、事務所を静岡県浜松市○区○○町○番地の○に置く。</u></p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 <u>本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療と、予防医学を平行して行い、医療を普及することを目的とする。</u></p> <p>第4条 <u>本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> ○○医院 静岡県浜松市○区○○町○番地の○</p> <p>2 本社は前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第5条 <u>本社の資産は次のとおりとする。</u> <u>(1) 設立当時の財産</u> <u>(2) 設立後寄附された金品</u> <u>(3) 事業に伴う収入</u> <u>(4) その他の収入</u></p> <p>2 <u>本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p> <p>第6条 <u>本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</u></p> <p>第7条 <u>資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</u></p> <p>第8条 <u>社員がその出資持分を譲渡若しくは担保に供しようとするときは、事前に社員総会の承認を得なければならない。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

<p>(新設)</p>	<p><u>2 出資持分の譲渡を受ける者は、原則として社員でなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第10条 本社の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第11条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を浜松市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</u></p>
<p>第3章 社員</p>	<p>第4章 社員</p>
<p>第5条 この法人の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p>
<p>第6条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p>	<p>第14条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p>
<p><u>2 社員であって、社員たる義務を履行せず、この法人の定款に違反し、又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</u></p>	<p><u>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</u></p>
<p>第7条 社員は、やむを得ない理由のあるときは、その旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p>	<p>第15条 社員は、やむを得ない理由のあるときは、<u>社員総会の承認を得て、退社することができる。</u></p>
<p>第8条 社員資格を喪失した者は、その<u>支払済出</u></p>	<p>第16条 社員資格を喪失した者は、その<u>払込済出</u></p>

<p><u>届け出なければならない。</u></p> <p><u>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その用途を決定するものとし、配当してはならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 社員総会</p> <p>第 17 条 理事長は、<u>定時社員総会を、毎年 6 月及び 8 月に開催する。</u></p> <p><u>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 18 条 社員総会の議長は、<u>社員の中から社員総会において選任する。</u></p> <p>第 19 条 次の事項は、<u>社員総会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款の変更</u></p> <p><u>(2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</u></p> <p><u>(3) 収支予算及び決算の決定又は変更</u></p> <p><u>(4) 重要な資産の処分</u></p> <p><u>(5) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(6) 社員の入社及び除名</u></p> <p><u>(7) 本団体の解散</u></p> <p><u>(8) 他の医療法人との合併に係る契約の締結</u></p> <p><u>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 20 条 社員総会は、<u>総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</u></p> <p><u>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p> <p><u>第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</u></p> <p><u>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 議事録には議長のほか、会議に出席した社員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</u></p>
<p>第 5 章 役 員</p> <p>第 17 条 <u>この法人に次の役員を置く。</u></p> <p><u>(1) 理事長 1 名</u></p> <p><u>(2) 理事 (理事長を含む) 4 名</u></p> <p><u>(3) 監事 1 名</u></p> <p><u>2 理事長及び監事は、社員総会においてこの法人の社員のうちから選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</u></p> <p><u>3 理事長は、理事の互選により定める。</u></p> <p><u>4 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。</u></p> <p>第 18 条 <u>この法人の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、浜松</u></p>	<p>第 6 章 役 員</p> <p>第 26 条 <u>本団に、次の役員を置く。</u></p> <p><u>(1) 理事 3 名以上 5 名以内</u></p> <p><u>うち理事長 1 名</u></p> <p><u>(2) 監事 1 名</u></p> <p>第 27 条 <u>理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 本団が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、浜松市長の認</u></p>

市長の認可を得た場合は、この限りではない。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再任を妨げるものではない。

(新設)

第 19 条 理事長のみがこの法人を代表し、業務を統括する。

(新設)

2 理事は、業務の執行に当たり、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを浜松市長又は社員総会に報告すること。
- (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

(新設)

第 20 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補

可を得た場合は、この限りではない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再任を妨げるものではない。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、本団の業務を執行し、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本団の業務を監査すること。
- (2) 本団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを浜松市長、社員総会又は理事会に報告すること。
- (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第 29 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任

<p><u>欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>役員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u></p> <p><u>第 21 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会の議決を経て、その役員を解任することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 22 条 役員に変更があったときは、速やかに静岡県知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>第 6 章 会 議</u></p> <p><u>第 23 条 この法人の会議は、社員総会及び理事会とし、社員総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。</u></p> <p><u>第 24 条 定時総会は、年 2 回、6 月及び 8 月に開催する。</u></p> <p>2 <u>臨時総会は、次の場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>理事長又は、理事会が必要と認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>社員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事</u></p>	<p><u>を妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>役員は、第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p> <p><u>第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。</u></p> <p><u>第 31 条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u></p> <p><u>第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</u></p> <p><u>(2) 自己又は第三者のためにする本社の取引</u></p> <p><u>(3) 本会社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会社とその理事との利益が相反する取引</u></p> <p>2 <u>前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第 33 条 役員に変更があったときは、速やかに浜松市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>項を示して臨時総会の招集を請求されたとき。</u> <u>(3) 監事が第19条第3項第5号の規定に基づいて召集するとき。</u></p>	
<p><u>第25条 社員総会は、社員をもって構成する。</u> <u>2 理事会は、理事長その他の理事をもって構成する。</u></p>	(削除)
<p><u>第26条 会議は、理事長が召集し、その議長となる。</u> <u>2 理事会は、第24条第2項第2号の場合には、請求があった日から20日以内に臨時総会を、第24条第3項第2号の場合には、請求があった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>第27条 会議は、この定款に別に定めるもののほか、構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p>	(削除)
<p><u>会議は、この定款に別に定める</u> <u>第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>(1) 定款の変更</u> <u>(2) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u> <u>(3) 収支予算及び決算の決定</u> <u>(4) 剰余金又は損失金の処理</u> <u>(5) 借入金額の最高限度の決定</u> <u>(6) 社員の入社及び除名</u> <u>(7) 役員解任</u> <u>(8) この法人の解散</u> <u>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</u> <u>(10) その他重要な事項</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 社員総会の議事は別段の定めがあるもののほか、出席した社員の議決数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名、役員解任及び法人の解散の決議は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要し、他の医療法人との合併の議決は、総社員の同意を要する。</u> <u>2 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わることができない。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員</u></p>	(削除)

<p><u>に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</u></p>	
<p><u>第 31 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 社員議会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の職員を代理人として表決を委任することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>第 33 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 会議の議決については、議決事項、議決の経過の概要等を明確にするため、議事録を作成しなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>2 議事録は、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。</u></p>	
<p><u>第 35 条 この定款の定めるもののほか、社員総会の議事についての細則は社員総会で定め、理事会についての細則は理事会で定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	第7章 理事会
<p>(新設)</p>	第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
<p>(新設)</p>	第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
	<u>(1) 本社の業務執行の決定</u>
	<u>(2) 理事の職務の執行の監督</u>
	<u>(3) 理事長の選出及び解職</u>
	<u>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</u>
	<u>(5) 多額の借財の決定</u>
	<u>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</u>
	定
	<u>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、</u>
	<u>変更及び廃止の決定</u>

<p>(新設)</p>	<p><u>第 36 条 理事会は、各理事が招集する。</u> <u>2 各理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</u> <u>3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</u> <u>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 38 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u> <u>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 40 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p>
<p><u>第 7 章 定款の変更、解散及び合併</u> <u>第 36 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、浜松市長の認可を得なければ変更することができない。</u></p>	<p><u>第 8 章 定款の変更</u> <u>第 41 条 この定款は、社員総会において議決を経、かつ、浜松市長の認可を得なければ変更することができない。</u></p>
<p>(新設) <u>第 37 条 この法人は、社員総会の議決を経、かつ、浜松市長の認可があったときに解散する。</u></p>	<p><u>第 9 章 解散及び合併</u> <u>第 42 条 本社は、次の事由によって解散する。</u> <u>(1) 目的たる業務の成功の不能</u> <u>(2) 社員総会の決議</u> <u>(3) 社員の欠亡</u> <u>(4) 他の医療法人との合併</u> <u>(5) 破産手続開始の決定</u> <u>(6) 設立認可の取消し</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、浜松市長の認可を受けなければならない</u></p>

2 この法人が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員のうちからこれを選任することができる。

(新設)

(新設)

3 解散のときに存する残余財産は、払込済出資額に応じて分配する。

第 38 条 この法人は、社員総会において社員全員の同意を得、かつ浜松市長の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑 則

第 39 条 この法人の公告は、官報によって行う。

第 40 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会での議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

理事

監 事

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 6 月 30 日までとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず設立認可のあった日から昭和 64 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、

い。

第 43 条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、浜松市長にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第 44 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配する。

第 45 条 本団は、総社員の同意があるときは、浜松市長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 10 章 雑 則

第 46 条 本団の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

第 47 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

1 本団の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

理事

監 事

2 本団の設立当初の役員の任期は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 6 月 30 日までとする。

3 本団の設立当初の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず設立認可のあった日から昭和 64 年 6 月 30 日までとする。

4 本団の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 9 条及び第 19 条第 1 項の規定にか

設立総会の定めるところによる。 附 則 この定款変更は、平成 20 年 4 月 7 日より施行する。	かわらず、設立総会の定めるところによる。 附 則 この定款変更は、平成 20 年 4 月 7 日より施行する。
--	---

附 則
この変更は、平成 年 月 日から施行する。